四　当該投資育成組合の無限責任組合員が、農業法人投資育成事業に関する十分な知識及び経験を有する者の確保その他の農業法人投資育成事業を円滑かつ確実に遂行する体制を有することを証する書類
五　当該投資育成組合の投資計画及び収支予算並びに受入出資金の充実の見込みを記載した書類
六　当該投資育成組合の無限責任組合員が個人である場合にあっては、当該無限責任組合員の履歴書
七　当該投資育成組合の無限責任組合員が法人である場合にあっては、その役員の氏名、役職、任期及び経歴を記載した書類
八　当該投資育成組合の無限責任組合員が次のいずれにも該当しないことを証する書類
イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
ハ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
ニ　法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
ホ　暴力団員等
ヘ　承認組合が法第七条の規定により承認を取り消された時において当該承認組合の無限責任組合員であった者であって、その取消しの日から五年を経過しないもの
ト　法人でその役員のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者があるもの
チ　暴力団員等がその事業活動を支配する者
九　当該投資育成組合の有限責任組合員が次のいずれにも該当しないことを証する書類
イ　暴力団員等
ロ　法人でその役員のうちにイに該当する者があるもの
ハ　暴力団員等がその事業活動を支配する者
十　次のいずれかに該当する農業法人に対して、農業法人投資育成事業を行わないことを当該投資育成組合の無限責任組合員が誓約する書面
イ　その役員のうちに、暴力団員等に該当する者があるもの
ロ　暴力団員等がその事業活動を支配するもの
十一　その他法第三条第一項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

第三条の見出し中「投資育成会社」の下に「又は投資育成組合」を加え、同条中「投資育成会社が事業計画」を「投資育成会社又は投資育成組合が事業計画」に改め、「当該投資育成会社」の下に「又は当該投資育成組合」を加え、同条第一号中「投資育成会社」の下に「又は投資育成組合」を、「当該農業法人」の下に「（農業生産法人（持分会社を除く。）を除く。）」を加え、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（事業計画の変更の承認の申請）

第三条　法第三条第一項の承認に係る事業計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第四条第一項の変更の承認を要しないものとする。

2　法第四条第一項の規定により法第三条第一項の承認に係る事業計画の変更の承認を受けようとする承認会社又は承認組合は、別記様式第二号による申請書を、農林水産大臣に提出しなければならない。

3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に農林水産大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一　当該事業計画に従って行われる農業法人投資育成事業の実施状況を記載した書類
二　前条第二項各号又は第三項各号に掲げる書類

本則に次の一条を加える。

（実施状況の報告）

第五条　承認会社又は承認組合の無限責任組合員は、承認事業計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、別記様式第三号により農林水産大臣に報告をしなければならない。

2　承認会社又は承認組合の無限責任組合員は、承認事業計画の実施期間の各事業年度ごとに、当該事業年度が開始した日以後六月間の実施状況について、原則として当該事業年度が開始した日以後九月以内に、別記様式第三号により農林水産大臣に報告をしなければならない。

3　第一項の報告には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　承認会社　次に掲げる書類
イ　定款の写し
ロ　当該承認会社の財務諸表等及び当該財務諸表等に係る公認会計士又は監査法人の意見書（事業報告書及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。次号ロにおいて同じ。）
ハ　暴力団員等が当該承認会社の事業活動を支配するものでないことを証する書類
ニ　当該承認会社の役員が、第二条第二項第八号イからヘまでのいずれにも該当しないことを証する書類
二　承認組合　次に掲げる書類
イ　組合契約書の写し
ロ　当該承認組合の財務諸表等及び当該財務諸表等に係る公認会計士又は監査法人の意見書
ハ　当該承認組合の無限責任組合員が、第二条第三項第八号イからチまでのいずれにも該当しないことを証する書類
ニ　当該承認組合の有限責任組合員が、第二条第三項第九号イからハまでのいずれにも該当しないことを証する書類

附則の次に次の三様式を加える。

別記様式第１号（第２条関係）

農業法人投資育成事業に関する計画の承認申請書

年　月　日

農林水産大臣名　殿

申請者
住　所
商号又は名称
代表者の氏名　印

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第３条第１項の規定に基づき、別紙の計画について承認を受けたいので申請します。

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。

（記載要領）

申請者は、農業法人投資育成事業に関する計画の必要事項を記載し、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第３条第３項の承認要件を満たすことを示すこと。